

平成 25 年 10 月 25 日
一般財団法人広島県農林振興センター

民事再生計画の認可決定について

平成 25 年 9 月 3 日付けで広島地方裁判所に提出した民事再生計画案については、昨日 10 月 24 日に開催された債権者集会で可決が得られ、同日付けで裁判所から認可決定を受けました。

債権者の皆様には、多額の債務を免除していただくという、大変厳しい計画案にもかかわらず、御同意をいただき厚くお礼申し上げます。

また、県民の皆様には多大なる御負担をしていただくことになり、改めてお詫び申し上げます。

この認可決定は、官報公告を経た上で、即時抗告による不服申立期間の経過を待つて、およそ 4 週間後に確定することになります。

確定後は、再生計画に基づき、平成 26 年 3 月 31 日に、県に対して代物弁済として分収林事業を譲渡することとなります。

当センターといたしましては、確定後の再生計画の確実な履行に向けて全力で取り組んでまいります。